

(1) 応募関係書類の記入にあたっての留意事項（施設管理費の記入について）

- A. 応募関係書類 9 ページ「指定管理料提案書（収支予算書）」（様式 3）のうち、施設管理費については、併設施設との調整事項が含まれるため、今回ご提出いただく際は、次のとおり記載してください。

（施設管理費の記入方法）

光熱水費、庁舎管理、修繕積立金の合計額を 5,821 千円 と記入してください。

【参考】5,821 千円は、平成 23 年度予算における既設センター（A 型）の施設管理費（光熱水費、庁舎管理、修繕積立金）の平均です。

(2) 指定管理料等、収入の見込額はどのくらいになりますか？

- A. 応募関係書類 9 ページ「指定管理料提案書（収支予算書）」（様式 3）の留意事項記載のとおり、収入の見込額は応募者で提案してください。

なお、既存センターの指定管理料は、施設管理費を含めて、概ね 5 千万円未満となっています。横浜市ホームページの下記 URL で公表しておりますので、ご参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/>

(3) 自立生活アシスタントや地域移行・地域定着の管轄範囲は鶴見になるのか？ または、それ以外もあるのか。

- A. 原則として鶴見区とその近隣区を管轄範囲とお考えください。なお、自立生活アシスタント事業の対象者は市内居住者に限られます。

(4) 相談支援専門員はサービス管理責任者でも対応可能か？

- A. サービス管理責任者（施設長）が相談支援を担当することはできますが、他の常勤職員 1 名以上を相談支援専門員としてください。

(5) 生活支援センター、所長について、

- ・常勤でなければならないか。
- ・何らかの資格の有無を問うか。

- A. 所長（施設長）は、常勤とし、精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に 5 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められる者を配置してください。（生活支援センター事業実施要綱第 6 条参照）

(6) 予算について

- ・上限など、目安となるものがあるのかどうか。

A. 応募関係書類 9 ページ「指定管理料提案書（収支予算書）」（様式 3）の留意事項に記載のとおり、各年度の収支予算額（指定管理料）は、今回提案額を基に、当該年度の横浜市の予算の範囲内で、年度当初に横浜市と締結する協定にて定めます。

なお、既存センターの指定管理料は、施設管理費を含めて、概ね 5 千万円未満となっています。横浜市ホームページの下記 URL で公表しておりますので、ご参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/>